　　　　　令和2年度　臼杵市市民後見人養成講座　募集要項

1. 目的

認知症や知的障がい、精神障がい等により判断能力が十分でない方の権利を守り、本人に寄り添う成年後見人等の活動に必要な基礎知識を習得し、権利擁護、地域福祉の担い手として活動できる『市民後見人・支援員』を養成することを目的に講座を行います。

1. 主催

社会福祉法人臼杵市社会福祉協議会・臼杵市市民後見センター

1. 受講要件（以下①～⑥の全ての項目に該当する事を要件とする）
   1. 成年後見制度及び福祉活動に理解と熱意がある方。
   2. 養成講座終了後、『市民後見人・支援員』として活動する意思がある方。
   3. 市内在住もしくは近い将来、市内に転居予定の方、または、市内に勤務されている25歳以上の方（令和2年5月1日時点）。
   4. 原則として養成講座の全日程に参加できる方。
   5. ※民法847条に定める欠格事由に該当しないこと。
      * 1.未成年者　2.家庭裁判所で免ぜられた法定代理人、保佐人、補助人

3.破産者　4.被後見人に対して訴訟をし、またはした者並びにその配偶者及び直系血族　5.行方の知れない者

1. 定員

20名　※応募者多数の場合は抽選とします。

1. 日程

令和2年8月18日（火）～令和3年2月2日（火）の計10日間

※詳細は、『令和2年度市民後見人養成講座プログラム』を参照

尚、新型コロナウィルス等、事情によりプログラムの変更がある場合がありますので、ご了承ください。

1. 会場

臼杵市社会福祉センター1階大会議室

1. 受講料

無料

1. 申込み

受講を希望される方は、別紙申込書に記入し、下記申込先まで、持参・郵送・FAXにてお申込みください。

（受付期間）令和2年5月1日（金）～令和2年7月31日（金）

　　申込書に関して、下記事務所や臼杵市社会福祉協議会ホームページからダウンロードすることができます。

1. 受講者の決定

受講の可否については8月上旬頃に申込者全員に郵送にてご連絡します。

1. 修了要件
   1. 養成講座の修了には、すべての講座に出席していただく必要があります。但し、欠席をされた場合は、補講を受けていただくことで修了することができます。
   2. 補講の方法について、養成講座内でご案内しますが、施設見学等は、補講ができません。1単位でも欠席すると本年度中に修了することができませんので、ご注意ください。
2. その他
   1. 養成講座修了者には、修了証書を交付します。また、修了者には、今後の活動や名簿登録に関しての意向確認のため、個人面談を行います。
   2. 遅刻や欠席をする場合は下記連絡先まで必ず連絡をお願いします。
   3. 新型コロナウィルス感染防止のため、受講前に体調の確認、体温測定を行います。

マスクの着用もお願いします。

　問い合わせ　　　　　　　　〒875-0041　臼杵市大字臼杵4番1

* **社会福祉法人　臼杵市社会福祉協議会　　　　　直通　0972-62-4488**

臼杵市市民後見センター　　　　　　　　　　　☎0972-64-0123　　Fax0972-64-0131

　　担当　：　原　　　　　　　　　　　　　E-mail：s-hara@friend.ocn.ne.jp